

(別紙2) 原告世帯の収入と生活保護基準

原告世帯の年間収入

平成18年9月28日より前		平成18年9月28日以降	
①収入金額	3,163,301円	①収入金額	2,811,196円
主 事業所得	1,252,105円	主 事業所得	900,000円
妻 給与収入	968,600円	妻 給与収入	968,600円
母 専従者給与	500,000円	母 専従者給与	500,000円
母 年金収入	442,596円	母 年金収入	442,596円
②勤労収入に伴う経費	884,841円	②勤労収入に伴う経費	803,260円
基礎控除	634,800円	基礎控除	587,400円
特別控除	250,041円	特別控除	215,860円
③実費控除	32,720円	③実費控除	32,720円
国保税	0円	国保税	0円
介護保険料	32,720円	介護保険料	32,720円
A 収入認定額 (①-②-③)	2,245,740円	A 収入認定額 (①-②-③)	1,975,216円

原告世帯の年間の生活保護基準

①第1類	1,743,840円	①第1類	1,743,840円
主 44歳	355,080円	主 44歳	355,080円
妻 34歳	374,520円	妻 34歳	374,520円
子 13歳	391,320円	子 13歳	391,320円
子 11歳	316,800円	子 11歳	316,800円
母 71歳	306,120円	母 71歳	306,120円
②第2類 (5人)	689,370円	②第2類 (5人)	689,370円
③各種加算	146,630円	③各種加算	363,550円
期末一時扶助 5人	54,950円	期末一時扶助 5人	54,950円
教育扶助	91,680円	教育扶助	91,680円
医療扶助	0円	医療扶助	216,920円
B 生活保護基準 (①+②+③)	2,579,840円	B 生活保護基準 (①+②+③)	2,796,760円

収入と保護基準の比較

A-B = △ 334,100円	A-B = △ 821,544円
A÷B = 87.0%	A÷B = 70.1%